

市報第21号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年12月7日

横浜市長 山中竹春

財政局

専 決 年 月 日	契 約 の 概 要（下線部が今回の変更内容）			変 更 理 由
	契 約 名	相 手 方	議決・専決年月日 変 更 前 変 更 後	
5. 7. 21	消防本部 整備工事 (建築工 事) 請負 契約	戸田・小 俣・小雀 建設共同 企業体	<u>4. 9. 30専決</u> 契約金額 5,814,688,000円 完成期限 令和5年7月31日	契約金額 5,819,044,000円 完成期限 令和5年7月31日 工事現場における週休2日の取得の達成状況に応じ、当該取得に要する費用を計上するため
			<u>3. 11. 19専決</u> 契約金額 5,718,900,000円 完成期限 令和5年7月31日	
			<u>2. 9. 16議決</u> 契約金額 5,588,000,000円 完成期限 令和5年6月30日	

同	消防本部 整備工事 (電気設 備工事) 請負契約	メルビッ ク・京浜 ・東邦建 設共同企 業体	<u>4. 12. 23議決</u> 契約金額 <u>1, 439, 581, 110円</u> 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日 <u>3. 12. 3 専決</u> 契約金額 1, 353, 000, 000円 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日 <u>2. 9. 16議決</u> 契約金額 1, 250, 249, 000円 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日	契約金額 <u>1, 446, 104, 220円</u> 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日	同
同	消防本部 整備工事 (空気調 和設備工 事) 請負 契約	川本・康 栄社建設 共同企業 体	<u>4. 9. 30専決</u> 契約金額 <u>1, 130, 626, 310円</u> 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日 <u>3. 12. 3 専決</u> 契約金額 1, 120, 900, 000円 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日 <u>2. 9. 16議決</u> 契約金額 1, 120, 900, 000円 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日	契約金額 <u>1, 134, 960, 970円</u> 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日	同
5. 8. 29	小柴自然 公園 3 期 エリアほ か基盤整 備工事請 負契約	大豊建設 株式会社	<u>5. 6. 1 議決</u> 契約金額 <u>600, 106, 100円</u> 完成期限 令和 5 年 9 月 29 日	契約金額 <u>610, 401, 803円</u> 完成期限 令和 5 年 9 月 29 日	工期内に賃金等 の水準が著しく 変動し、契約金 額が不適当とな るため

5. 9. 19	新本牧ふ頭建設工事（その36・中仕切堤築造工）請負契約	東亜・みらい・りんかい日産建設共同企業体	<u>5. 5. 30専決</u> 契約金額 <u>2, 734, 510, 900円</u> 完成期限 令和 6 年 3 月 29 日 <u>5. 3. 9 専決</u> 契約金額 2, 690, 582, 400円 完成期限 令和 6 年 3 月 29 日 <u>4. 10. 17専決</u> 契約金額 2, 690, 582, 400円 完成期限 令和 5 年 12 月 28 日 <u>4. 9. 16議決</u> 契約金額 2, 690, 015, 557円 完成期限 令和 5 年 12 月 28 日	契約金額 <u>2, 758, 310, 500円</u> 完成期限 令和 6 年 3 月 29 日	関連工事の遅れによる施工工程の見直しに伴い、関連工事との作業順序を考慮し工事を一時中止した等のため
5. 9. 21	小柴自然公園 3 期エリアほか基盤整備工事請負契約	大豊建設株式会社	<u>5. 8. 29専決</u> 契約金額 <u>610, 401, 803円</u> 完成期限 令和 5 年 9 月 29 日 <u>5. 6. 1 議決</u> 契約金額 600, 106, 100円 完成期限 令和 5 年 9 月 29 日	契約金額 <u>656, 583, 873円</u> 完成期限 令和 5 年 9 月 29 日	設計変更のための契約手続きに伴い工事を一時中止した等のため

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。